



3 地域活動団体

■八王子市社会福祉協議会

電話：042-620-7338

社会福祉協議会は、社会福祉の基本的な事項を定めている法律「社会福祉法第109条」に基づいた公共性を持ちながら、地域の中で市民のだれもが参加し、協働して支えあうまちづくりをめざして、さまざまな福祉の問題の解決に取り組んでいる民間の社会福祉法人で、全国段階および都道府県、すべての区市町村に設置されています。地域福祉活動推進の中心的な役割を果たしており、運営の原則は、地域の住民・社会福祉関係者などの参加協力を得て活動するのを大きな特長とし、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という、ふたつの側面をあわせもつ組織です。

■防犯協会

八王子防犯協会 電話：042-649-7119

高尾防犯協会 電話：042-665-0110

南大沢防犯協会 電話：042-676-0811

防犯協会は、地域住民の防犯意識を啓発し、地域ぐるみの防犯活動を促進することを目的に組織化された団体で、警察からの地域安全情報の提供や区市町村をはじめとした関係行政機関あるいは、職域団体との連携を進めてきています。

警察署の管轄区域を単位として組織されており、活動が広範囲に及ぶため、よりきめ細かく地域に根ざした防犯活動を展開することを目的に、活動を行っています。

■交通安全協会

八王子交通安全協会 電話：042-649-6977

高尾交通安全協会 電話：042-667-3500

南大沢交通安全協会 電話：042-676-0880

交通安全協会は、地域住民による交通安全のボランティア団体で、各警察署単位に設置されており、それぞれ独立した組織として地域にあった交通安全活動を展開しています。

■八王子防火防災協会

電話：090-3341-1549

八王子防火防災協会は、町会長・自治会長を中心に構成され、防火防災意識の普及高揚と防災行動力の向上を目的に活動しており、火災予防運動や減災に向けた啓発活動等に積極的に参加しています。

■八王子市自主防災団体連絡協議会（事務局 市・防災課）

電話：042-620-7207

八王子市自主防災団体連絡協議会は、地域の自主防災組織の活動をより広域的なものとするとともに、各組織間の相互協力による防災活動を行い、より実践的な活動能力・体制をつくることにより、災害に強いまちをつくっていくために結成されました。

防災対応力を向上するために必要な防災に関する情報を効率的に入手することができるほか、同じ課題を抱える他の自主防災組織の方々と情報交換ができる場にもなります。

■八王子市消防団（事務局 市・防災課）

電話：042-620-7208

消防団は、消防組織法に基づき、市区町村に設置される消防組織で、消防署とは異なり、普段は生業を持ちながら火災等の災害が発生した場合には、消火や救助・救出活動を行います。

また、地域住民への初期消火・応急救護の訓練指導や地域行事の警戒等も行っています。

■八王子市シニアクラブ連合会

電話：042-649-8228

八王子市シニアクラブ連合会では、市内に14の支部を設けて、「伸ばそう！健康寿命」、「担おう！地域づくり」を目標に活動を展開しています。

特に、地域づくりにおいては高齢者の経験を活かし、行政や町会・自治会などと連携して地域社会を支える担い手として「うるおい・やすらぎ」に満ちた地域づくりを目指した活動に取り組んでいます。

■八王子市民生委員児童委員協議会（事務局 市・福祉政策課）

電話：042-620-7240

八王子市民生委員児童委員協議会では、社会福祉の制度やサービスについて、7つの専門部会などを設置して調査・研修を実施しています。

民生委員・児童委員は、それぞれ担当する区域の住民の方々の生活の状況を把握し、地域内の福祉増進を図るため、関係行政機関への協力、社会福祉事業施設などとの連絡を密にし、その機能を助けるなど、民間の奉仕者として積極的な活動を進めています。

■八王子地区保護司会

電話：042-657-4928

保護司は、保護観察官の職務を補佐する公務員で、保護司選考会の意見を聞いて、法務大臣が、地域社会における篤志家を委嘱します。

その使命は、保護司法（昭和 25 年法律 204 号）に基づき、社会奉仕の精神をもって、保護区内にある犯罪者の教化改善と更生を助け、犯罪予防のために世論の啓発に努めるなどして、地域社会の浄化を図ります。

■八王子市シルバー人材センター

電話：042-626-1274

八王子市シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、東京都及び八王子市から支援を受けて運営されている公益社団法人で、会員（高齢者）に働く機会や社会奉仕（ボランティアなど）の機会を提供することで会員の生きがい充実や生活の安定を促進し、また、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目的として、活動しています。

■青少年対策地区委員会（青少対） 子ども家庭部青少年若者課

電話：042-620-7435

各地域の実情に応じて、家庭・地域・学校が一体となった活動を行い、青少年をめぐる社会環境の浄化や青少年の健全育成を進める団体です。

八王子市は中学校区域を単位に、37 の地区委員会が組織されており、約 2,500 名の委員の方々が各地域で活動をしています。

当初、その役割は、連絡調整機能に限られていましたが、昭和 36 年に東京都が「運営指針」と「規約基準」を示し、連絡調整機能に加え、実践活動もなしうる自主的組織に性格変更され、相互補完の立場を保ちながら今日に至っています。

■青少年育成指導員 子ども家庭部青少年若者課

電話：042-620-7435

青少年の生活環境の浄化及び非行防止などを図るため、市長から委嘱を受けた地域市民の方々です。

青少年対策地区委員会を 1 区域として各地区 7 名以内で活動し、平成 4 年度からは「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」の第 7 条に位置付けられています。令和 3 年（2021 年）4 月現在で約 230 名の方々が各地域で活動しています

■スポーツ推進委員 生涯学習スポーツ部スポーツ振興課

電話：042-620-7457

スポーツ推進委員は、地域においてスポーツ・レクリエーション事業の連絡調整や住民等にスポーツの実技指導・助言を行うなど、市民のスポーツの普及と振興を図るために活動しています。

八王子市では、市内各地区の総合型地域スポーツクラブ等から推薦をいただいた方や公募により選考した方に教育委員会が委嘱しており、現在 42 名のスポーツ推進委員が活動しています。

■東京都宅地建物取引業協会 第 12 ブロック（八王子支部）

電話：042-548-1251

平成 28 年 3 月に、町会・自治会への加入促進の取り組みを進めるため、相互協力協定を締結しています。

主に下記の様な事業を行い、支部を運営しています。

- ・一般消費者を対象に不動産無料相談所を開設し、また、市民を対象にした不動産市民相談室への出向
- ・会員・従業員の資質の向上を図るための研修会の実施・情報交換
- ・会員の福利厚生のためのイベントの開催や共済制度の導入
- ・会員の宅建業法や関係法令の周知をするための指導・告知
- ・不動産流通の近代化や市場の透明化を促進する
- ・東京都地価図作成の協力
- ・会員の増強

■全日本不動産協会東京都本部多摩南支部

電話：042-623-7357

平成 28 年 3 月に、町会・自治会への加入促進の取り組みを進めるため、相互協力協定を締結しています。

- ・第五地区協議会法定研修会開催
- ・IT 研修会
- ・一般消費者を対象に全国一斉不動産無料相談会開設
- ・多摩南支部法定研修会開催
- ・会員の福利厚生のためのイベントの開催
- ・会員の増強



4 八王子市町会自治会連合会

■ 八王子市町会自治会連合会（町自連）とは

八王子市町会自治会連合会は、市内21地区の連合会で構成される市民自治組織の代表として、行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けるとともに、入手した情報を町会・自治会を通して市民に提供し、利便性の向上を図る活動を展開しています。

地区連合会の活動を基本に、各単位町会の自主性を尊重し、地区相互の情報交換や意見交換等を進める中で、お互いに親睦を深める活動を展開する任意の連合組織です。

町自連は、地域住民と行政や関係諸団体とのパイプ役として、より良いまちづくりに向けた活動を行っています。また、各町会・自治会の相談に応えるとともに、各種研修会を開催し、町会・自治会相互の情報交換や交流など、地域の連携強化にも取り組んでいます。

■ 目的とテーマ

- ◎ 「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）つきあい」を基本とした「助け合い(共助)の組織」です。
- ◎ 町自連は、八王子市内の、町会・自治会・管理組合を代表する組織として、個々の団代では解決しにくい諸課題を行政に対し主張し、活かして貰うよう、各種提案を行っています。
- ◎ 地区連合会相互の親睦を深めるとともに、諸問題を協議し、地域の発展に寄与します。

■ 事業と業務

1. 三役会及び常任理事会を定期的に（月一回）開催し、地区連合会からの提案事項を把握し、目的達成のために、行政と協働して解決を図り、地区連合会にフィードバックし、会員満足度の向上を図ります。
2. 常任理事会に行政及び関係機関の参加を依頼し、地区連合会との情報の共有化と即応性を求めます。
3. 各種助成金の申請をサポートし、利用団体の増加を目指します。
4. 市民を代表する連合組織として、行政の円滑な施策の実行を支援するため、町自連役員を行政の主導する各種委員会や検討会等へ委員として派遣し、政策への提言や要望を行うとともに、行政執行に協力します。
5. 行政事業の速やかな執行のための協力を、地区連合会に依頼します。

■地区連合会の役割と活動

地区連合会は、地域の町会・自治会・管理組合で構成されている連合組織で、役割として、町会自治会間の連携を図るとともに、地域での諸団体との良好な関係づくりを行うなど、地域でのとりまとめ役を担っています。

地区連合会長は、町自連常任理事として常任理事会に出席し、行政情報等を得るとともに、懸案事項の検討に参画し、それらの情報を地域町会へ持ち帰り報告を行っています。

《各町会自治会共通の課題》

- (1) 地域の高齢化社会への対応
- (2) 役員の後継候補者及び立候補者不足と選出問題
- (3) 会員未加入住民の加入促進問題への対応
- (4) 行政との協働と情報収集（何をどの課に行けば？）

■地区連合会会長の職務

1. 地区連合会長は町自連の運営に常任理事として携わります。
2. 町自連定例常任理事会に出席し、地域の町会・自治会の情報を報告します。
3. 地区連合会定例会を開催し、各町会内の行事予定や課題、提案などをまとめて、町自連常任理事会に提議します。
4. 地区総会を開催し、当該年度の事業報告と会計報告、次年度計画などを提議します。
5. 地域の諸団体や関係機関との良好な関係の維持を図ります。
6. 町自連の事業参加及び動員について、各地区町会に協力参加を要請します。
例：行政主催研修会や講演会、町自連総会、町会自治会など役員研修会、町自連研修会等



■町会・自治会連合組織

町会・自治会の全国組織としては、「全国自治会連合会（全自連）」があり、北海道から鹿児島までの主に都道府県単位の32団体で構成されています。

また、東京都にも全自連を構成する「東京都町会連合会（都町連）」があり、23区と多摩地区8市の31団体で構成されています。

八王子市町会自治会連合会の会長は、都町連副会長として、常任理事会に出席し、行政情報等を得るとともに、懸案事項の検討に参画し、それらの情報を町自連に持ち帰り報告を行っています。

また、都町連の活動に参加し、東京都や国に要望書を提出するなどの活動を行って、町会・自治会活動の充実を図っており、都町連構成団体として、多摩地区におけるリーダーの役割を担い、組織の拡充を図っています。



■ 組織

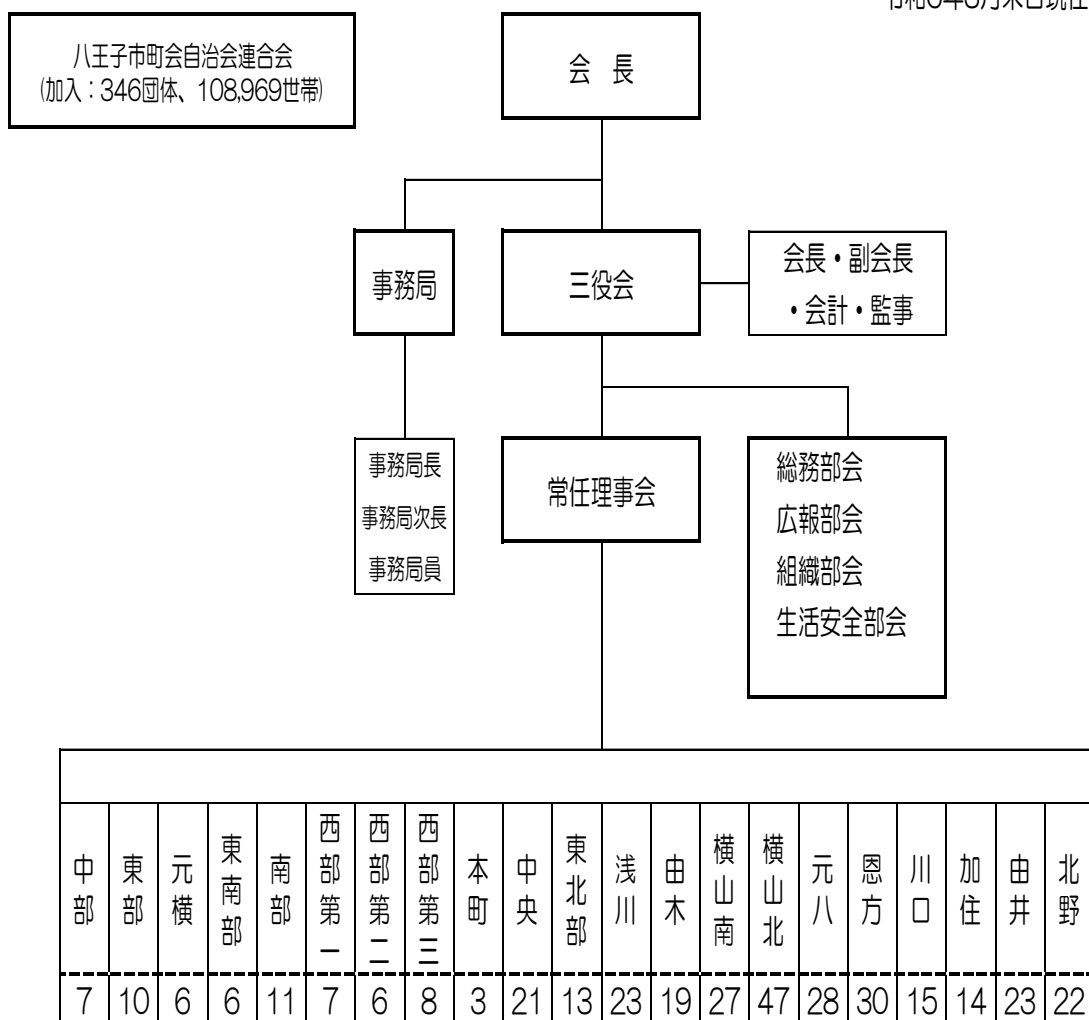
町自連は、市内21の地域にある地区連合会で構成されています。

各地区連合会の代表者が集まる常任理事会を毎月1回開催し、運営に必要な事項等の審議を行うなど、重要な役割を担っています。

また、毎年5月に行われる総会で、町自連の事業計画や予算は決まります。

「東京都町会連合会」「全国自治会連合会」にも加盟し、全国的な町会・自治会間の連携を進めています。

令和6年3月末日現在



(数字は加入町会数)

■ 主な事業

○ 相談事業

町会・自治会役員などからの地域の課題に関する相談を受けています。

◆ 受付日

月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始等を除く）

◆ 受付時間

午前9時～正午、午後1時～4時

◆ 住所

〒193-0832 八王子市散田町 2-37-1 教育センター内 2 階

◆ 電話・FAX

042-673-4680

◆ アドレス

chojiren@chojiren-hachioji.jp

○ 三役会及び常任理事会

町自連運営にあたって、毎月第2火曜日を定例役員会とし、午前中に三役会を開催し、議案等の案件の調整を行うとともに、引き続き、午後から常任理事会を開催し、行政等関係機関から要請や依頼の情報を得るとともに、議案等の案件の審査等を行っています。

○ 審議会・委員会への参画

行政主導の各種審議会・委員会へ市内の町会自治会等の代表として、町自連常任理事等を委員として参画させ、町自連の主張を伝えるとともに、町会自治会等の市民の直接の声を行政に届けています。

○ 町会・自治会設備整備支援補助制度への協力

町自連では、平成26年度から平成30年度まで、町会自治会等に対して、備品提供事業を実施し、町会自治会活動の活性化の支援を行ってきましたが、補助金の原資である宝くじの資金を運用する自治総合センターの指導により、令和元年度より、八王子市に事業を移管しました。移管後も引き継ぎ、備品提供事業へ協力しています。

この事業は、町会自治会活動で必要となる会議机や椅子の備品を1団体、上限20万円として、現物を支給するもので、八王子市から8月下旬から9月上旬にかけて、次年度要望の案内があります。

詳しくは、協働推進課の支援事業内容をご覧ください。

○ 東京都による「地域の底力発展事業助成」

地域活動の担い手である町会・自治会が行う地域の課題を解決するための取り組み、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行うものです。町自連では、助成金の申請に関する相談を行っています。

○ 自治会活動賠償責任保険

町自連が団体加入している賠償責任保険で、町自連を構成する町会自治会等の活動中に発生する事故に対して補償するもので、保険料が2割引きとなり、町会自治会等の財政負担が軽減されます。

また、運用面においても町会自治会等行事として、自宅から会場までの往復時の怪我なども、交通事故を除き保険対象となっています。

保険契約は単年度のため、例年6月から新規加入募集を行い、7月1日を基準日として更新となります。



○ 懸案事項等の調整

(企画調整部ほか)

多様化する重要な事案等への効果的な対処方法を検討し、町自連の施策や活動方針の基盤づくりを図ります。

○ 定期総会

(総務部)

定期総会は、町自連を構成する町会自治会等の総意で1年に1度、5月末に開催し、町自連の前年度の事業報告、決算報告、監査報告及び新年度の役員選出、事業計画(案)、予算(案)の承認等の議決を行っています。

○ 市長と町自連三役との定期懇談会

(総務部)

町会自治会等、地区連合会及び町自連が抱える広域にわたる課題や市民の直接の声を行政に届けるとともに、課題解決へ向けた行政所管との連携強化のため、定例的に市長との懇談会を開催し、協議を行っています。

○ ホームページ「町自連」の運用

(広報部)

ホームページ「町自連」は、事務局担当者及び地区広報担当者により、町自連からのお知らせ、地域情報・地区連合会等のイベント情報などの町自連の運営状況を掲載するとともに、地区連合会の活動など身近な情報を速やかに発信しています。

また、常任理事会の開催内容を掲載し、広く情報公開を進めています。

○ 町自連だよりの発行

(広報部)



町自連の活動報告、事業予告、市政情報、地域情報などを掲載する広報紙「町自連だより」125,000部を4/15、7/15、10/15、1/15の年4回、発行して、町自連構成の町会自治会等を通して、各戸配付しています。また、市民部事務所及び市民センター、体育館などの公共施設の窓口や一部の商業店舗で配布するほか、町自連未加入団体への送付を行い、活動の周知を行っています。

○ 町会自治会など会長・役員研修会

(組織部)

町自連では、町会自治会等の加入世帯数の減少に歯止めをかけ、加入促進につなげる活動の一環とするとともに、新しく会長や役員及び役員を務めている方の負担や不安を少しでも軽減し、より円滑に町会自治会活動に取り組んでいただけるよう、八王子市の協力を得て、年に1回、役員研修会を行っています。

研修会では、町会自治会の基本的な運営事項や町自連の事業について説明を行うとともに、八王子市の担当者からは町会自治会活動に係る主な支援内容についての説明を行っております。



○ 町自連役員研修会

(組織部)

町自連役員による研修会で、町自連及び地区連合会の活動に活かすとともに、広く情報を得ることを目的として、10月頃に研修を行っています。

令和5年度 「堀兼デマンド・ラボ オペレーションセンター」視察

令和4年度 「戸吹クリーンセンター及び館クリーンセンター」視察

○ 町会・自治会加入促進活動 (組織部)

町会自治会加入世帯数の減少に歯止めをかけるため、平成 29 年 12 月に八王子市と協働で「町会・自治会加入促進ハンドブック」を作成し、各町会自治会に配布するなど、加入促進活動に取り組んできました。

(「町会・自治会加入促進ハンドブック」は、町自連 HP からダウンロードできます。)

あわせて、不動産関連団体支部と相互協力の協定を締結し、平成 28 年 3 月以降、市内への転入者へ町会自治会への加入を呼びかけていただくなど、更なる町会自治会加入促進を進めています。

○ 町自連研修会 (生活安全部)

町会自治会等にとって日常の町会自治会活動に役立つ知識を習得し、防災・防犯等の地域課題、身近な問題や市民の関心の高い問題をテーマとして、年 1 回 町会自治会などの会長及び役員を対象とした研修会を行っています。

令和 5 年度 「安心で快適な生活、暮らしに向けた健康づくり」

令和 4 年度 「多発する災害時における避難所の運営、避難のあり方」

※ 令和 2 年度及び 3 年度は感染症拡大防止のため、研修会を中止しました。



○ 防災・防犯・交通安全・その他の関係団体との連携 (生活安全部)

町自連では、防火防災協会・自主防災団体連絡協議会の防災関係団体、八王子・高尾・南大沢の各防犯協会、八王子・高尾・南大沢の各交通安全協会、福祉・環境などの市民の生活安全に関する団体との連携を図っています。

町会・自治会活動関係所管一覧

～市役所を利用して、地域活動に役立てよう～

町会・自治会活動に関わる所管の問い合わせ先一覧です。

■市役所担当課

1	八王子市役所 代表電話	
		626-3111
2	公衆街路灯の補助金、防犯カメラの補助金及び防犯パトロール用品の貸与など	
		防犯課 620-7395
3	自主防災組織の設立、防災資機材の助成など	
		防災課 620-7207
4	市営霊園の管理など（斎場霊園事務所）	
	・南多摩斎場	797-7641
	・斎場担当	664-5707
	・霊園担当	664-5973
	・緑町霊園	621-1359
	・甲の原霊園	627-1199
5	市民法律相談など	
		市民総務課 620-7231
6	災害時に避難の手助けが必要な方（避難行動要支援者）を地域で支える仕組みなど	
		福祉政策課 620-7454
7	AEDの貸出など	
		健康医療政策課 620-7292
8	高齢者の活動支援、シニアクラブなど	
		高齢者いきいき課 620-7244
9	狂犬病予防、飼い主のいない猫対策、ペットに関する相談など	
		生活衛生課（保健所内） 645-5113
10	青少年関連など	
		青少年若者課 620-7435
11	水辺の水護り制度（水辺アドプト制度）	
		水環境整備課 620-7291

12	雨水貯留槽・浸透施設設置補助事業	
	水環境整備課	620-7388
13	資源集団回収など	
	ごみ減量対策課	620-7256
14	次に該当する地域におけるごみ・資源物の収集・不法投棄の対策など	
	浅川（南浅川）の北側地域	戸吹清掃事業所 691-2891
	浅川（南浅川）の南側地域	館清掃事業所 665-2531
	市内多摩ニュータウン地域	南大沢清掃事業所 674-0551
15	ごみ・資源物の出し方・分別についての相談など	
	ごみ総合相談センター	696-5353
16	公園の維持管理、公園アドプト制度など	
	公園課	620-7271
17	道路アドプト制度など	
	路政課	620-7273
18	市道に関するカーブミラー、街路樹、道路照明灯の維持管理など	
	補修センター	625-3526
19	出前講座など	
	学習支援課	648-2231

■その他団体

	赤い羽根共同募金、地域福祉推進拠点	
	社会福祉協議会	支えあい推進課・市民力支援課 649-8477
		ボランティアセンター 648-5776

その他の相談窓口

～お気軽にご相談ください～

■相談窓口

1	NPO、ボランティアなどの市民活動に関する相談	
	市民活動支援センター	646-1577
2	健康相談、生きがいづくりや介護予防など	
	大横保健福祉センター	625-9128
	東浅川保健福祉センター	667-1331
	南大沢保健福祉センター	679-2205
3	保育園・認定こども園・家庭的保育など	
	保育幼稚園課	620-7369
4	児童館に関すること	
	青少年若者課	620-7435
5	学童保育所に関すること	
	放課後児童支援課	620-7246
6	18歳未満のお子さんと家庭に関すること	
	子ども家庭支援センター	656-8225
7	女性のための相談専用電話	
	男女共同参画センター	648-2234
8	(※) LGBT 電話相談	
	原則奇数月の第4水曜日 男女共同参画センター	648-2238
9	消費生活相談	
	消費生活センター	631-5455
10	外国人のための生活相談	
	在住外国人サポートデスク	642-7091
11	住宅・ブロック塀に関する相談	
	住宅政策課	620-7260

12	高齢者の福祉と介護に関する相談	
		高齢者福祉課 620-7420
13	ひとり親家族のための相談	
		子育て支援課 620-7362
14	こころの健康相談	
		保健対策課（保健所） 645-5196
15	HIVに関する相談	
		保健対策課（保健所） 645-5195
16	医療に関する電話相談	
		医療安全支援センター 645-5118
17	生活にお困りの方の自立相談	
		生活自立支援課 620-7462

(※) LGBT・・・女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーの各単語の頭文字を組み合わせた表現

市民センター・長房ふれあい館のご案内

地域の皆様がふれあいのある住みよいまちづくりをめざして行う様々なコミュニティ活動や文化活動など多目的にご利用いただける施設として、地域市民センター18施設と、お年寄りの娯楽施設機能も兼ねた長房ふれあい館を設置しています。会議等をする場合には、お気軽にご利用ください。

名称	所在地	電話・FAX
大和田市民センター	大和田町五丁目9番1号	TEL 645-8980
		FAX 649-2900
長房市民センター	長房町506番地2	TEL 664-4774
		FAX 673-7555
浅川市民センター	高尾町1652番地1	TEL 666-4700
		FAX 673-3881
子安市民センター	子安町二丁目6番1号	TEL 646-1220
		FAX 649-4321

名称	所在地	電話・FAX
由木中央市民センター	下柚木二丁目 10 番地 6	TEL 676-8123
		FAX 682-3108
由井市民センター	片倉町 702 番地 1	TEL 635-8028
		FAX 638-8308
由井市民センターみなみ野分館	みなみ野一丁目 7 番 1 号 片柳学園第 3 学生会館 2 階	TEL 637-4122
		FAX 638-8033
北野市民センター	北野町 545 番地 3 きたのタウンビル 7・8 階	TEL 643-0440
		FAX 649-1088
元八王子市民センター	上巻分方町 747 番地 1	TEL 651-3960
		FAX 659-0331
由木東市民センター	鹿島 111 番地 1	TEL 675-5911
		FAX 682-2553
中野市民センター	中野町 2726 番地 7	TEL 627-6221
		FAX 686-2810
石川市民センター	石川町 438 番地	TEL 642-0220
		FAX 649-5611
恩方市民センター	西寺方町 260 番地 4	TEL 652-3333
		FAX 659-2776
台町市民センター	台町三丁目 20 番 1 号	TEL 627-3808
		FAX 686-3150
南大沢市民センター	南大沢二丁目 27 番地 フレスコ南大沢公共棟 3 階	TEL 679-2209
		FAX 670-0511
川口市民センター	川口町 3838 番地 川口やまゆり館内	TEL 654-0722
		FAX 654-1410
加住市民センター	加住町一丁目 338 番地	TEL 691-5215
		FAX 696-3203
横山南市民センター	梶田町 137 番地 3	TEL 666-0031
		FAX 673-5651
長房ふれあい館	長房町 588 番地 都営長房アパート西 1 号棟 1 階	TEL 669-1433
		FAX 669-1434